

平成28年度

廃棄物処理に係る財政措置等に  
関 する 要 望 書

平成27年8月19日

神奈川県都市清掃行政協議会

神奈川県知事

黒岩 祐治 様

神奈川県都市清掃行政協議会

藤沢市環境部長	金子 正彦
小田原市環境部長	和田 伸二
横浜市資源循環局長	葛西 光春
川崎市環境局長	小林 哲喜
相模原市環境経済局長	小野澤 敦夫
横須賀市資源循環部長	田中 茂
平塚市環境部長	橘川 清
鎌倉市環境部長	石井 康則
茅ヶ崎市環境部長	島津 正美
逗子市環境都市部長	田戸 秀樹
三浦市都市環境部長	星野 拓吉
秦野市環境産業部長	北村 徹
厚木市環境農政部長	矢野 正男
大和市環境農政部長	小山 弘
伊勢原市経済環境部長	志村 功
海老名市経済環境部長	神部 孝志
座間市環境経済部長	圓城 厚
南足柄市環境経済部長	磯崎 一美
綾瀬市環境経済部長	森林 泰治

## 要 望 事 項

### 第1 循環型社会の推進に関する要望

- |   |                         |    |
|---|-------------------------|----|
| 1 | 容器包装リサイクル法の円滑な推進について    | 1頁 |
| 2 | 容器包装以外のプラスチック製品の資源化について | 2頁 |
| 3 | 家電リサイクル法の円滑な推進について      | 2頁 |
| 4 | 食品リサイクル法の運用について         | 3頁 |
| 5 | 紙おむつの資源化について            | 3頁 |

### 第2 一般廃棄物の処理に関する要望

- |   |                        |    |
|---|------------------------|----|
| 1 | 廃棄物処理施設整備等に対する財政措置について | 4頁 |
| 2 | 処理困難物に係る法整備について        | 5頁 |

### 第3 美化推進に関する要望

- |   |                |    |
|---|----------------|----|
| 1 | 海岸の美化対策の推進について | 6頁 |
| 2 | 河川ごみ対策の推進について  | 6頁 |

### 第4 その他に関する要望

- |   |                                       |    |
|---|---------------------------------------|----|
| 1 | 東京電力福島第一、第二原子力発電所の事故による焼却灰費用の損害賠償について | 8頁 |
|---|---------------------------------------|----|

## 第1 循環型社会の推進に関する要望

### 1 容器包装リサイクル法の円滑な推進について

#### (1) 事業者責任の強化について

容器包装リサイクル法については事業者が市町村に資金を拠出する仕組みが創設されたものの、依然として、収集運搬や中間処理は自治体が担うこととなっており、市町村の大きな財政負担となっています。

また、循環型社会形成推進基本計画においては、リサイクルより優先順位の高い2R（リデュース・リユース）の取組がより進む社会経済システムの構築を目指すこととしており、より一層容器包装廃棄物の発生抑制及び再使用について取組むべきと考えられます。

つきましては、事業者の拡大生産者責任を明確にし、市町村と事業者の役割分担及び費用負担の見直しを図るとともに、容器包装廃棄物の発生抑制及び再使用に寄与する生産・流通を促進する制度づくりについて、国に働きかけることを要望します。

#### (2) ベール品質の評価方法の見直しについて

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会は、特に再商品化費用の高いプラスチック製容器包装について、その品質向上のため、引き取り品質ガイドラインに係わる評価判定基準の変更などを常に行っていますが、「市販の収集袋」は再商品化合理化拠出金の品質評価に基づく支出の算定には使われないものの、ベール品質基準上、「異物等」とされています。

レジ袋の削減、マイバッグ運動を展開するなか、市民が市販のごみ袋を別購入して使用することは年々増すばかりです。効果的な分別収集の維持に必要な収集袋を異物の対象からはずす見直しを行い、評価方法を再検討するよう、引き続き国を通じ公益財団法人日本容器包装リサイクル協会へ働きかけることを要望します。

#### (3) プラスチック製容器包装の再商品化手法についての要件の緩和について

プラスチック製容器包装の再商品化手法については、落札業者の手法に一任する形となっています。品質評価についても手法ごとの品質評価基準とはなっておらず、現行の品質評価基準を維持するため、市町村においては収集・選別作業には多額のコストを抱え、大きな負担となっています。

つきましては、材料リサイクル優先の現状を改め、再商品化コストの低減を

図ることや、再商品化手法ごとの評価基準の制定及び市町村の処理能力や実情に見合った再商品化手法が選択できるよう、引き続き国に働きかけることを要望します。

#### (4) 地域性を考慮した入札制度について

現在の容器包装廃棄物に係る入札制度では、入札対象地域を限定することなく、全国どの事業者でも入札ができます。市町村にとっては、落札業者が遠方だった場合、ベール検査立ち合いや現地調査にあたり、日程や交通費等の面で大きな負担になっています。また、遠方への引渡しは、住民への説明などで二酸化炭素削減、省エネなどと矛盾する印象を与えます。引き取り先のエリアを区切っての入札制度を検討するよう、国を通じ公益財団法人日本容器包装リサイクル協会へ働きかけることを要望します。

### 2 容器包装以外のプラスチック製品の資源化について

容器包装リサイクル法の運用を受けないプラスチックについては、収集・処理を市町村が全て行うため、その財政負担が大きく、また、住民にとっても容器包装プラスチックとの分別がわかりづらいといった声があります。これらの課題を解消するために、また、地球温暖化対策の観点からも、安定した資源化ルートの確立のため、分別基準や法制度を見直すよう、引き続き国に働きかけることを要望します。

### 3 家電リサイクル法の円滑な推進について

家電リサイクル法においては、国において、その施行状況の評価・検討を踏まえた今後の対応が一定程度示され、費用回収方式についても言及がなされていますが、現行は、消費者が対象品目のリサイクル費用を製品の廃棄時に支払う「後払い」方式となっているため、不法投棄を誘発しています。

このため、今後、国が検討を進める中で、リサイクル費用については、製品の購入時に支払う「前払い」方式とすることについて、国へ働きかけることを要望します。

また、拡大生産者責任の原則により、不法投棄された対象品目の処理費用を製造業者等が相応の負担をする制度を確立するとともに、資源の有効利用を図るため、さらに対象品目を拡大していくことについて、引き続き国に働きかけることを要望します。

#### 4 食品リサイクル法の運用について

食品リサイクル法において、食品廃棄物の発生抑制及び再生利用に係る事業者の責務は努力義務という形で示されています。また、食品廃棄物の再生利用を行う登録再生利用事業者における処理料金が市町村の処理手数料を上回ることが多く、食品循環資源の再生利用が進まない一因となっています。

つきましては、登録再生事業者の育成やインセンティブ等により、食品循環資源の発生抑制及び再生利用が促進されるよう、国に働きかけることを要望します。

#### 5 紙おむつの資源化について

高齢化の進行に伴い、紙おむつの排出量は今後増加することが想定されます。現在この紙おむつの資源化については、ほとんどの自治体で行っていませんが、その理由として、資源化の方法が少ない、資源化してできた成果物の処理先が少ない、といった点が挙げられます。

今後の排出量増加を見据え、資源化に適した材料を選定するよう生産事業者に働きかけること及び早期資源化の仕組みづくりに向けた調査・研究を行うよう、引き続き国に働きかけることを要望します。

## 第2 一般廃棄物の処理に関する要望

### 1 廃棄物処理施設整備等に対する財政措置について

#### (1) 廃棄物処理施設の災害対策強化に係る財政措置について

平成25年5月に閣議決定された廃棄物処理施設整備計画では、「地域の核となる廃棄物処理施設については、地震や水害によって稼働不能とならないよう、施設の耐震化、地盤改良、浸水対策等を推進し、廃棄物処理システムとしての強靱性を確保する」としています。こうしたことから、強靱化策として、焼却施設の基幹設備に対する補修、焼却施設や処分場排水処理施設などへの津波対策等が必要となります。

平成27年度の交付金制度では、災害対策は高効率エネルギー回収に伴う場合にのみ交付対象となっていますが、災害時においては、復興に向けた災害廃棄物の処理だけでなく、市民生活を支える通常の廃棄物処理も着実にを行うことが求められます。

このことから、市町村が有している廃棄物処理施設の平時からの備えとして、既存の焼却施設、処分場排水処理施設等における基幹設備の補修や津波対策など強靱化に資する単独の整備であっても交付金の対象事業とするよう、引き続き国に対し働きかけることを要望します。

#### (2) 廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業に係る財政措置について

廃棄物処理施設の長寿命化を図る基幹的設備改良事業については、循環型社会形成推進交付金の対象となっていますが、交付対象の条件として基幹改良に伴い一定以上(3%)の二酸化炭素の排出削減が達成される場合であり、交付対象設備・機器は、二酸化炭素の排出削減に寄与するものみに限定されています。

しかしながら、ダイオキシン類対策で実施した設備・機器が10年以上経過する中、廃棄物処理施設についても、ストックマネジメントの考え方を導入し、施設の長寿命化を図ることが必要であり、地球温暖化対策にも寄与するものと考えられることから、二酸化炭素削減を伴わない基幹改良についても、循環型社会形成推進交付金制度の対象とすることを要望します。

#### (3) 廃棄物処理施設の解体に係る財政措置について

廃焼却施設については、他の公共施設とは異なり、特に環境への留意が必要

となる施設のため、市民の関心も非常に高く、その廃止にあたっては速やかに、かつ安全に解体されることが必要となります。

解体を速やかに、かつ安全に行うためにも、国からの財政措置について循環型社会形成推進交付金の交付条件についての緩和を要望します。

また、廃焼却施設の解体について、跡地利用の予定がない、もしくは、ごみ処理施設以外の施設を整備する場合であっても、循環型社会形成推進交付金の交付対象とすることを要望します。

#### (4) 循環型社会形成推進交付金の内示要望額の執行について

平成 26 年度循環型社会形成推進交付金内示については、当初予算分としては 35%ほどの内示額となりましたが、不足金額については補正予算により対応できました。今年度についても、昨年同様、100%の内示額ではありませんでした。

ごみ処理施設の整備は複数年を計画期間として地域計画を定めており、多額の費用が必要となります。不足金額を市町村の予算で賄うことは昨今の厳しい財政状況からも困難であり、計画した事業を予定通り実施することができず、廃棄物の適正処理に支障をきたすことが想定されます。

循環型社会形成推進地域計画が承認された計画については、要望額を 100%執行するよう、引き続き国に働きかけることを要望します。

## 2 処理困難物に係る法整備について

カセット式ガスボンベ等は、回収ルートが確立されていないため、ガスが充填した状態で不燃ごみと一緒に排出されることがあり、収集車の火災事故、破砕ごみ処理施設の爆発事故や運転の一時停止等が多発しています。このため、廃棄物処理法第 6 条の 3 第 1 項の規定により、カセット式ガスボンベ等を適正処理困難物に指定し、回収システムの確立を継続して国に働きかけることを要望します。

また、スプリング式マットレスは、同規定により適正処理困難物に指定されているにもかかわらず、未だ処理システムの確立がされていません。このため、破砕ごみ処理施設では処理に苦慮していることから、回収システムの確立を国に働きかけることを要望します。併せて、近年利用者が増えている電動ベッドなどの介護用品、マッサージチェアなどの健康用品についても適正処理困難物に指定し、回収システムの確立を国に働きかけることを要望します。

農薬や薬品類等の有害物質を含む廃棄物については、業界による処理システムが確立されておらず、市民からの対応に苦慮している状況です。このため、販売店、生産者等による回収システムの確立を国に働きかけることを要望します。



### 第3 美化推進に関する要望

#### 1 海岸の美化対策の推進について

##### (1) 海岸漂着物地域対策推進事業費に対する財政措置について

海岸漂着物は、海外に起因するごみも含め、発生地が特定されないごみを大量に処理することから、かねてより自治体による対応の困難性が指摘されています。こうした状況の中で実施された、海岸漂着物地域対策推進事業により、平成25年度と26年度は100%の補助率となり、海岸漂着物対策は大きく前進しました。しかしながら、平成27年度は56%、平成28年度はさらに補助率が下がるのではないかと懸念しております。

海岸漂着物処理推進法第29条第1項では、海岸漂着物対策を推進するために、国は必要な財政上の措置を講ずるよう定めていることから、平成28年度以降も継続し、補助率を10/10に戻すよう、国に働きかけることを要望します。

##### (2) 海岸におけるくぎの散乱防止対策について

平成21年4月に開催された海浜イベント（アースデイ湘南2009、藤沢市片瀬海岸東浜）において、くぎによるけが人が発生したことを契機とし、県では、平成21年度から22年度にかけて、海の家への啓発チラシの戸別配布、実態調査の実施、くぎ類回収の徹底を海岸占有の許可条件とするなど、海の家開設者や県海水浴場組合連合会等に対する働きかけを実施していただきました。

しかしながら、対策を実施してから数年が経過する中で、再びくぎの散乱が多く見受けられ、海岸美化の問題にとどまらず、大変危険な状況となっています。

つきましては、こうした事態に対応するため、県におかれましては、海岸におけるくぎの散乱状況調査を実施するとともに、海岸占有許可申請時における海の家開設者や海水浴場組合等への指導及び原状復帰時の現場確認の徹底を図ることを要望します。

#### 2 河川ごみ対策の推進について

海岸漂着物処理推進法が平成21年7月に施行されたことを受け、海岸漂着物の効果的な抑制を図る観点から、河川からの流入ごみ対策の重要性を認識しています。藤沢市には、昭和59年に境川、さらに平成2年に引地川に県・市協調事業として設置した河川ごみ除塵機があり、河川及び海岸の浄化対策に効果を

発揮しています。しかし、これらの除塵機だけでは限界があり、上流市である各行政区域における除塵機設置・河川浄化活動が不可欠です。

つきましては、両河川の管理者である県におかれましては、各行政区域に除塵機を設置・管理していただき、河川はもとより相模湾の海岸美化に努めていただくよう要望します。

また、藤沢市で設置している除塵機により、上流市からの流入ごみを処理している現状、さらには、河川区域の管理者は県であることを踏まえ、設置済除塵機の老朽化に伴う更新費用及び現在の除塵機に対する維持管理費の補助についての復活を要望します。

## 第4 その他に関する要望

### 1 東京電力福島第一、第二原子力発電所の事故による焼却灰費用の 損害賠償について

東京電力福島第一、第二原子力発電所の事故により増加した焼却灰処理事業の損害は、放射性物質濃度が8,000 Bq/kg以下の焼却灰の処理については、平成24年度及び25年度分が東京電力により賠償されています。

一方、東京電力からは、今後、放射性物質濃度が低減し、100Bq/kg以下となった場合の副次産物（焼却灰）の保管処分費用については、賠償対象とならないとされていますが、事故以降、各自治体や廃棄物処理事業者が独自の基準を設け、100Bq/kg以下でも焼却灰を受入れない実態があります。

このことから、事故以前の状況に戻るまでは、国の責任において東京電力が全額補償するよう要望します。

**神奈川県都市清掃行政協議会事務局**

藤沢市環境部環境総務課内

〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1

TEL (0466) 25-1111 (内線 3312) / FAX (0466) 50-8417

e-mail [kankyou-s@city.fujisawa.kanagawa.jp](mailto:kankyou-s@city.fujisawa.kanagawa.jp)

平成28年度

廃棄物処理に係る財政措置等に関する要望に対する回答書

平成28年3月

神奈川県

## 第1 循環型社会の推進に関する要望

### 1 容器包装リサイクル法の円滑な推進について

#### (1) 事業者責任の強化について

「平成28年度 国の施策・制度・予算に関する提案」の中で、分別収集等に係る市町村と事業者の役割分担及び費用負担について見直しを図ることを、国に提案しております。

また、事業者に対して容器包装の削減に関する数値目標を設定すること及び一定割合以上のリターナブル容器の使用を義務付け、回収する仕組みの構築等について、国に提案しております。

#### (2) ペール品質の評価方法の見直しについて

「平成28年度 国の施策・制度・予算に関する提案」の中で、指定法人が行う再商品化にあっては、市販の収集袋を異物とする取扱いを見直すことを国に提案しております。

#### (3) プラスチック製容器包装の再商品化手法についての要件の緩和について

「平成28年度 国の施策・制度・予算に関する提案」の中で、指定法人が行う再商品化については、市町村による再商品化手法の選択及び再商品化手法ごとの品質評価基準の制定を国に提案しております。

#### (4) 地域性を考慮した入札制度について

平成28年度 国の施策・制度・予算に関する提案」の中で、指定法人に対して、再商品化事業者の入札参加資格に係る地域要件の設定など、引渡しを行う市町村の負担を軽減するための措置を講じるよう指導することについて、国に提案しております。

### 2 容器包装以外のプラスチック製品の資源化について

「平成28年度 国の施策・制度・予算に関する提案」の中で、容器包装以外のプラスチック製品も対象とするよう、法制度の見直しを行うことを国に提案しております。

また、平成26年10月には、本県を含めた九都県市で、容器包装以外のプラスチック製品についても合わせてリサイクルすることができる制度の導入について、国に要望しております。

### 3 家電リサイクル法の円滑な推進について

「平成 28 年度 国の施策・制度・予算に関する提案」の中で、家電リサイクル法については、購入時に再商品化料金を支払う方式に改めること及び不法投棄された対象機器の処理費用を事業者の負担とする制度を確立することを国に提案しております。

また、家電リサイクル法の対象品目の拡大については、小型家電リサイクル法の施行状況や課題等も把握した上で検討する必要があると考えております。

### 4 食品リサイクル法の運用について

食品循環資源の発生抑制及び再生利用が促進されるよう、優良な再生利用事業者の登録を促すための制度の充実・強化と、再生利用に要するコストの低減を推進する施策の充実を、機会を捉えて国に要望してまいります。

### 5 紙おむつの資源化について

「平成 28 年度 国の施策・制度・予算に関する提案」の中で、超高齢社会の到来に伴い、今後さらに使用済み紙おむつの排出量が増加することが見込まれることから、資源化しやすい製品づくりを製造業者に働きかけるとともに、早期の資源化の仕組みづくりのための調査研究を行うなど、資源化の促進に向けた措置を講じることを国に提案しております。

## 第 2 一般廃棄物の処理に関する要望

### 1 廃棄物処理施設整備等に対する財政措置について

#### (1) 廃棄物処理施設の災害対策強化に係る財政措置について

循環型社会形成交付金における基幹的設備改良事業については、平成 27 年 4 月の取扱要領の改正により、ごみ焼却施設等の耐震化、耐浪化等、災害廃棄物処理体制の強化に資する設備改良が、新たに交付対象とされています。

#### (2) 廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業に係る財政措置について

上記(1)の取扱要領の改正により、一定条件化での二酸化炭素削減率が 1.5%以上の基幹的設備改良事業も交付対象とされ、削減率が緩和されていますが、元々一般廃棄物処理施設の長寿命化に加え、地球温暖化対策の推進を目的として設置されたメニューであるため、二酸化炭素削減の交付要件の除外を国に働きかけることは難しいと考えております。

#### (3) 廃棄物処理施設の解体に係る財政措置について

「平成 28 年度 国の施策・制度・予算に関する提案」の中で、廃棄物焼却施設の

解体撤去工事のみを行う場合に対しても財政的支援を行うよう国に提案しております。

(4) 循環型社会形成推進交付金の内示要望額の執行について

平成 27 年度の循環型社会形成推進交付金の当初内示は、市町村要望額の約 9 割となっております。

国によると今後も当分厳しい財政状況が続くとのことであり、市町村における施設整備の進捗に支障を及ぼすおそれがあります。

このため、「平成 28 年度 国の施策・制度・予算に関する提案」の中で、市町村の事業実施に合わせ必要な予算額を確保することを提案しております。

## 2 処理困難物に係る法整備について

「平成 28 年度 国の施策・制度・予算に関する提案」の中でカセット式ガスボンベ等の廃エアゾール製品について、廃棄物処理法に基づく適正処理困難物に指定の上、業界による回収の仕組の構築を促すことを国に提案しております。

なお、市町村における処理が困難な他の品目についても、販売店や生産者等による回収システムを確立することを国に提案することを検討します。

また、適正処理困難物に指定されているにも関わらず、業界による回収の仕組が構築されていないものについては、適切な措置を講ずるよう国に提案することを検討します。

# 第 3 美化推進に関する要望

## 1 海岸の美化対策の推進について

(1) 海岸漂着物地域対策推進事業費に対する財政措置について

「平成 28 年度 国の施策・制度・予算に関する提案」の中で、平成 28 年度以降も海岸漂着物地域対策推進事業を継続すること及び国民の利用が多い海岸については、補助率を 10 割に還元することを国に提案しております。

(2) 海岸におけるくぎの散乱防止対策について

これまでも、海の家等の海水浴場施設に係る海水浴場組合等からの海岸占用許可申請に対しては、占用期間内にくぎや廃棄物その他一切のものを全面撤去し、原状回復するよう条件を付して許可を行っており、施設撤去後は、許可条件に基づく原状回復がされているか確認するため、写真にて報告するよう指導し、必要に応じて現場確認を行ってきました。

ご要望を踏まえ、公益財団法人かながわ海岸美化財団において、平成 27 年 11 月



にくぎの散乱状況調査を実施したところ、前回平成 21 年度の調査時と比較して 3 割程度に減少しました。

今回の調査結果について関連部局で情報を共有し、次年度以降の海水浴場組合等への指導に活用していくとともに、占用期間内の原状回復が徹底されるよう、引き続き海水浴場組合等の占用者に対し指導していきます。

## 2 河川ごみ対策の推進について

境川及び引地川の河川除塵機については、「境川・引地川水系水質浄化促進協議会」からの要望を受け、県・市協調事業として、除塵機設置に伴う護岸整備は県、除塵機設置並びに維持管理は市が行うものとして設置しております。

したがって、既存の除塵機の老朽化に伴う施設の更新及び維持管理については地元市で対応していただくものと考えております。

また、各行政区域における除塵機の設置や維持管理については、同協議会において上流市の意向を踏まえて検討を進めていただくものと考えております。

# 第 4 その他に関する要望

## 1 東京電力福島第一、第二原子力発電所の事故による焼却灰費用の損害賠償について

東京電力（株）が定める基準に関わらず、国の責任において関係機関や関連事業者が焼却灰の適切な処理を進めるよう、機会をとらえて国に働きかけていきます。